

多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(平成25年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	平成25年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会	
日 時	平成25年7月5日(金) 午後1時30分～3時	
場 所	東京自治会館 大会議室	
出 席 者	委 員	塚田・田淵・谷口・島津・水田・石井・関根・橋田・山口・宮崎・大貫・森田(川杉委員代理)
	説 明 者	社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会(更新登録) 特定非営利活動法人 地域住民の安全生活応援団 (おでかけサポート八王子)(更新登録) 特定非営利活動法人 みたかハンディキャブ(対価の変更) 特定非営利活動法人 ぶなの樹会(対価の変更) 特定非営利活動法人 国分寺ハンディキャブ運営委員会 (対価の変更・複数乗車)
	事 務 局	東村山市・小平市
欠席委員	秋山・横田・石黒	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員の自己紹介 3 会長の互選及び副会長の指名について 4 資料の確認 5 会議運営上の確認事項について 6 運営協議会に協議申請された事項の審査等について 7 その他 	
公開・非公開の別	公 開	
非公開の理由		
傍聴人の数	10名	
配 付 資 料	事前配付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度第1回特別幹事会協議予定団体一覧 ・福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表(2団体)及び自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書(3団体) ・多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 	

	<p>机上配付資料</p> <ul style="list-style-type: none">・資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿・資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表・資料3 平成25年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会審査団体要件確認一覧表
--	---

平成25年7月5日

【特別幹事会事務局】 開会
委員自己紹介
会議の成立報告
会長の互選及び副会長の指名

(傍聴者入場)

【特別幹事会事務局】 お待たせいたしました。ここからは会長の進行でお願いいたします。

【会長】 本日、会長の職を仰せつかりました。なにぶん、不慣れでございますので、委員の皆様のご協力を賜りまして、円滑な議事進行に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

早速ですが、次第に従いまして進めてまいります。次第4、資料の確認を特別幹事会事務局よりお願いします。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会事務局より、配付資料について説明いたします。

まず、本日の配付資料でございます。「多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会 次第」でございます。資料1「多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿」、資料2「多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表」、資料3「平成25年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会審査団体要件確認一覧表」、このほかに、「多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱」並びに、本日、審査していただく各団体の要件確認表を事前にお送りしております。

資料の不足等ございませんでしょうか。不足等ございましたら、特別幹事会事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

【会長】 続きまして、次第5、会議運営上の確認事項につきまして、特別幹事会事務局よりお願いします。

【特別幹事会事務局】 会議運営上の確認事項につきまして、特別幹事会事務局からご連絡いたします。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、お手持ちのマイクを引き寄せまして、手前、緑色のボタンを押しますと赤いランプがつかます。そうしましたら、氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。お話しいただいた後に、もう一回、ボタンを押しますとマイクが切れるということになっております。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。また、この特別幹事会は、原則、公開となっております。ただし、公開することにより、協議の妨げになると会長が判断した場合は非公開とすることができる規定となっております。

本日の会議を傍聴される方に申し上げます。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくことになっております。

よろしくお願いいたします。

【会長】 続きまして、次第6、運営協議会に協議申請をされました事項の審査に入ります。各団体からの申請は、所管の自治体及び特別幹事会事務局が内容の確認をしております。全体的な内容及び資料3の一覧表の各団体の申請の概要につきまして、まず、特別幹事会事務局よりご報告をお願いします。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会事務局からご説明いたします。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び特別幹事会事務局にて確認をしております。東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の配備、運行記録簿や点呼簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては、所管の自治体を確認しております。

重大事故の発生は、各団体ともございません。法令の遵守については、各団体より宣誓書の提出を受けております。事前にお送りしております要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び特別幹事会事務局で保管をしておりますので、必要があればお申しつけください。

次に、資料3をご覧ください。A3の審査団体要件確認一覧表でございます。順番に、5団体の確認内容、特に変更点等につきましてご説明をいたします。

No.1、羽村市所管の社会福祉法人羽村市社会福祉協議会でございます。運転者数、運行管理責任者及び会員数に変更がございます。

No.2、八王子市所管の特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団、おでかけサポー

ト八王子でございます。運送主体の所在地、代表者、運転者数、運行管理責任者の資格、会員数及び損害保険の内容に変更がございます。運送主体の住所地及び代表者の変更につきましては、平成25年5月20日に届出済みとなっております。

No.3、三鷹市所管の特定非営利活動法人みたかハンディキャブでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価の変更でございます。

No.4、清瀬市所管の特定非営利活動法人ぶなの樹会でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価の変更でございます。

No.5、国分寺市所管の特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価、運送の対価以外の対価及び複数乗車にかかる対価の変更でございます。

特別幹事会事務局からは以上でございます。

【会長】 それでは、1団体ずつ審査に入ります。

初めにNo.1、羽村市の社会福祉法人羽村市社会福祉協議会につきまして、所管の羽村市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【羽村市】 羽村市でございます。よろしくをお願いいたします。

前回からの変更点につきましては、特別幹事会事務局説明のとおりでございます。6月18日火曜日に、羽村市社会福祉協議会におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。また、使用車両につきましても確認いたしまして、適正に管理運営をされております状況でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】 この団体さんは車両数が3両ですね。運転者20名に対して、登録会員が153名いらっしゃるということは、1人の会員さんの利用頻度は少ないのかと推測されますけれども、1年間で何回も使わない方もいらっしゃるのか、それとも、そこら辺をちょっと説明いただきたい。車両3両で、153名の利用者さんを輸送するにはちょっと車両が少なすぎる。また、逆に3両の車に対して運転者が20名もいらっしゃるのは多すぎる。そこら辺に何か理由がおりないのかなと思います。

以上です。

【会長】 いかがでしょうか。

【羽村市】 まず、利用する方の人数ですが、年間で延べ4,451人、それを月に直し

ますと、単純に12で割りますと370人でございます。31日全部はやっておりませんが、370を仮に31で割りますと10名は超えてございます。20名のうち10名を超えているということで、利用頻度は少ないとは思っておりません。

以上です。

【委員】 私が申し上げたいのは、30で割るのはおかしな話だと思います。土日も祝日も入りますので、30で割るのはちょっと無理がある。それでも、1日10名超になるでしょうという説明でしたけれども、それを3両の車両で輸送といいますか、移送ができるのか。あと、先程申し上げたように、20名いらっしゃる運転手さんが、3両の車両に対してどういう乗務の仕方をされているのかという興味があるのですけれども。

【羽村市】 まず、この運転手ですが、有償ボランティアです。登録していただきまして、常駐ではございません。利用される方の時間に合わせて来ていただいて、運転していただくということでございます。

【委員】 はっきり申し上げますと、幽霊会員さんがいるのではないかという疑義と、幽霊運転者さん、結局は全然ボランティアしないのに登録だけされている方がいらっしゃるんじゃないかと思われる数字なのかなと推測いたしますけれども。

【羽村市】 まず、運転手ですが、先ほど申し上げたとおり、ボランティアの方で、前回の運転手の人数も20名で、常駐ではございません。ボランティアですので増やす必要がございます。今でも、運転手につきましてはなかなか見つからないような状況でございます。運転手についてはそういうことでございます。

会員につきましても、利用頻度ということですが、例えば走行距離を申し上げますと、1日の走行距離が32.7キロです。3台での走行距離を稼働日数の3倍ですか、割ると1日32.7キロですから、車も稼働率も非常に高いと思っています。

利用する会員の方、利用頻度というのは、当然、個人によって異なりますが、決して幽霊会員がいるとか、幽霊会員を登録する意味がございません。登録だけしても何の意味もございませんから、利用される方が登録していただいているということでございます。

【委員】 逆に、3両の車両で不都合というか、もう少し増やしたいというお考えはあるのですか。

【羽村市】 現在、短期間ではとりあえず3台で足りていると思っておりますが、今後、ある程度、長期的に見た場合は、今の周りの環境が変わらなければ増車が必要になってくると思います。ただ、先ほど申し上げた運転手、運転していただけるボランティアがどれ

だけ集まるかというところがネックでございます。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 わかりました。

【委員】 1点、ご質問ですけれども、こちらの羽村市社協はヘルパー事業所で福祉有償運送をやっているのですか。それとも、ヘルパー事業所は全然関係ないでしょうか。ヘルパー事業所としてこの事業をやっているかどうかをお聞きしたい。つまり、介護保険、総合支援法との絡みがあるのかどうか。介助料金がゼロと書いてあったので。

【会長】 団体のほうからお願いします。

【羽村市社会福祉協議会】 今のヘルパーの事業所につきましては、社協のほうで事業としてやっておりますが、ふれあいキャリーとは全く切り離して行っておりますので、今のところ、ドア・トゥ・ドアの福祉有償運送事業ということで運営しております。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 羽村市のほうで、今後、ちょっと大きな話になってしまうかもしれないのですが、福祉有償運送をやる団体が増えていく可能性があるのでしょうか。利用者のニーズは、高齢化が進んでいく中でどんどん増えているかと思うのですけれども、今後、どういった対応をされていくかというところをどのように考えているか、教えていただければと思います。

【羽村市】 今後、間違いなくニーズが増えていくのかなと思います。ただ、有償団体というのは、母体となるのはやはり今の状況ですと現行の社会福祉協議会を考えてございます。ただ、先ほど申し上げたように、運転手のほうですか、その確保が一番の課題だと思っております。

【会長】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、羽村市の社会福祉法人羽村市社会福祉協議会につきまして、特別幹事会では了承という形で協議会にお諮りしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしくございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 特にご異議ないようですので、協議会にお諮りをしたいと思います。ありがとうございました。

次に、No.2、八王子市の特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団おでかけサポー

ト八王子につきまして、所管の八王子市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願いいたします。

前回申請時からの変更点は、特別幹事会事務局の説明のとおりでございます。6月10日月曜日に、事務所でありますおでかけサポート八王子におきまして、運行管理簿等、帳簿類のチェックをさせていただきました。また、使用車両につきましても確認をさせていただきまして、適正に管理、運営されていることを確認させていただきましたことをご報告いたします。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。何かご質問等ございますでしょうか。

【委員】 この団体さんの直近の登録の更新日が平成23年11月21日、平成25年11月20日ということは2年しか経ってないのですが、その説明を。

【八王子市】 こちらのおでかけサポート八王子、前回、新規申請で登録をさせていただきました。平成22年度の協議会にかけさせていただいたのですが、その後、法人内での定款の変更とかいろいろな事務処理がございまして、登録が平成23年度にずれ込んでしまいました。以前、協議会のほうでも、そういった事務が遅れていることをご報告させていただいていたかと思います。それで、今回、新規登録からの2年で更新登録ということになります。 よろしくお祈いします。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 特に重大な事故を引き起こすとか、2年でなければだめというのと、何もなければ3年ということで全部やっているのですけれども、どうでしたっけ。

【八王子市】 初回の更新については2年、それ以後は重大な事故がない場合には3年です。

【委員】 これが初回だから2年ですよと、意味がわかりました。

【八王子市】 そうです。よろしくお願いいたします。

【委員】 承知しました。

【運輸支局】 初回はどこの団体も2年ということですよ。申請が平成23年10月で、平成23年11月に登録がおりたということなので、2年です。そこから、問題がなければ3年ごとです。事故等があった場合は、また引き続き2年ということになります。

【委員】 わかりました。

【会長】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 48ページに、介助料(乗降介助)0.5時間600円と書いてあるのですが、こちらはヘルパー事業所を併設しているのでしょうか。それともヘルパー事業所とは関係なく、福祉有償運送のみの事業をやっているのでしょうか。

【八王子市】 こちらの団体さん、ヘルパー事業はやっていらっしゃらないです。以前、ヘルパー資格を持ったドライバーさんがいらしたのでそういった申請をさせていただいていますが、今、そのドライバーさんは辞められてしまっていますので、そのままになってしまっている状況です。

【委員】 了解しました。ありがとうございます。

【会長】 ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、了承ということで協議会にお諮りしたいと思います、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ご異議ないようですので、そういう形で諮りたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、No.3、特定非営利活動法人みたかハンディキャブにつきまして、三鷹市から補足説明がございましたら、お願いします。

【三鷹市】 三鷹市でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほどの特別幹事会事務局の説明にございましたとおり、対価変更等の申請になります。みたかハンディキャブのこれまでの対価は、他地域、他団体と比較し割安でございましたが、今回、運送の対価及び運送の対価以外の対価の変更申請がございました。三鷹市での審査の結果、対価設定について、基準と比較し妥当であると判断をいたしました。

どうぞご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは、ご質問等いかがでしょうか。

【委員】 確かにみたかハンディキャブさん、前は設定が相当安価であったと承知していたのですが、今回、設定を変更したいとおっしゃっていて、この理由はどこら辺にあるのかなど。たしか市からかなり予算がおりていた団体のように聞いておりましたけれども、そこら辺に変更があったのでしょうか。

【三鷹市】 数年前より、運行経費の部分につきましては利用料金で賄うという方針を立てまして、車両整備、保険、ガソリン代等が高騰しておりまして、そういったものに対しまして、運行経費、平均しまして拡大傾向にございます。こういったものをカバーして

いくことを考えましたときに、現在の状況を周辺市と考えましたときに、この改定であれば妥当ではないかと考えまして、このように設定をしているところでございます。

【委員】 市からの予算は変更ないという理解ですか。

【三鷹市】 市から補助金をお出ししておりますけれども、大幅な変更はございません。ただし、市財政全体を鑑み、今後のことも考えましたときに、ある程度は利用料金を変更すると考えたところでございます。

【委員】 理由が、市からの補助金が減らされたとか、そういうのだったらよくわかるのですが、今のお話だと、それ以外のもの、例えば燃料とおっしゃったと思うのですが、燃料の高騰云々というお話が理由であるとたしかおっしゃったように聞こえるのですが、それはほぼこの団体も同じ話であって、みたかさんだけではない問題なのです。

そうすると、ほんとうにそこら辺だけの問題なのかなと私はちょっと単純に思っただけなのですが、実際、団体の方では、運営の状況はどうなっているのでしょうか。そこら辺がよくわからない。一応、この団体は、言い方は悪いでしょうか、恵まれた団体と考えてきたものですから、お手本のような団体が、経営といいますか、運営に非常に苦慮されていることになってくるのか、それほど燃料とかいろいろな経費が団体の運営を厳しくしているのかというところを聞きたいのですけれども。

【みたかハンディキャブ】 私ども、三鷹市からの補助金を得て運営しているということにおいては、他の団体とはかなり違うような要素を持っていたと思います。大きな意味では、管理費、人件費に当たるような部分を補助金で賄っていくということでやっていたわけですが、運行にかかわる経費は、考え方としては、やはり運行利用される方から頂戴する利用料金で賄うということでやってまいりました。

いろいろな経緯がございますけれども、10年前は大体それで賄うことができおりましたけれども、近年、経費の高騰ということと、利用者数が多少減ってきたという傾向にございました。そういう意味では、私ども、利用者数を上げていこうという努力も今はして、少しずつ改善の兆しが見えてきているのですが、ただ、10年前と比較すると、かなりそういう意味ではまだまだ、我々も努力を費やさなければいけない状況にあります。

今、申し上げた運行経費については、やはり利用回数が減ることによって、利用者さんお一人の利用に対する経費は上がってきているという部分がどうしても出てきてしまいます。そういう意味で、利用料金でやはり経費を賄っていこうということに対しての考え方

として利用者さんにもご理解をいただいて、上げたいなと思っている次第でございます。

以上でございます。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 わかりました。

【委員】 わからないものでご質問したいのですが、決して反対しているとか、そういうことではないのです。会長か事務局の方に逆にご質問したいんですけども、一番最後に、タクシー運賃料金比較表というのがありまして、私の単純な見方だと、一応、タクシー運賃のおおむね半額という原則みたいなのがありまして、おおむね半額じゃないのかなという感じがしちゃうのですけれども、こちらの、つまり多摩地区の福祉有償運送運営協議会で、この辺については今までどんな議論というか、整理がされてきたのかなというところで、教えていただければと思うんですが。決して反対とか、そういうことではなく、ご質問です。お願いいたします。

【運営協議会事務局】 運営協議会では、規定のとおり、おおむねタクシー料金の2分の1ということで審査はさせていただいております、その基準どおりとなっていることを、各市、また特別幹事会、運営協議会の代表も確認をしているところでございます。

【委員】 わかりました。特にこの場で議論がなければ、私は別に反対しているわけはありませんので、ちょっと質問させていただきました。

【委員】 この運営協議会は、あまり運賃に関してぎりぎりはやっていなかったと承知しております。というのは、重箱の隅をつついてもしようがないし、やはり一番は利用者利便という考え方もあると思います。特に多摩地域は、はっきり言って不便な地域も含めている協議会ですので、23区とはまた違います。外へ出れば幾らでもタクシーが走っている、それを捕まえて乗るという形態ではないのをよく承知しております。多分、私が考えるに、迎車料金を入れると半額ですよという話になる500円なのかなという感じはするのですけれども、多分、そういう考えでやってきているのだと思います。

著しく半額をはるかに超えているような金額を設定してくると、やはり聞きたくはなりませんけれども、私個人としては、今までぎりぎり、10円、20円の話をや々と反対はしてきてはないと思ってきていますし、理由はさっき言ったとおり、多摩というのは特殊な地域、23区とは違うと思っていますので、あまり頑張る必要はない。逆に利用者利便のことを考えるほうが得策であろうと考えてきて、ずっとやってきています。

今、ここを私がつつかなかったのは、1,010円よりも500円のほうが半額以下だよ

ねという話で、ああ、そうですねと納得しているところです。

【委員】 わかりました。

【会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 すみません、その他の対価の変更案で、待機料金、時間外料金、添乗料金というのが今までなしだったのが、今回、適用するというので、先ほどの理由で、ある程度、理解はできるんですが、キャンセル料金があるのですけれども、今までなかったものが、前日13時までは無料、前日13時以降は500円というところです。

お客様利便を考えて、これだと24時間以上前に頼んでも、結局、キャンセルをするにしても500円を取られるというところは、ほかの後から出てくる団体さんなんかは、お迎えに上がってキャンセルされれば取られるところはあるようではありますけれども、大分幅があるのではないかなということ思っているのですけれども、これはどうですか。

【みたかハンディキャブ】 私どもは、キャンセル料金は確かに今まで一切いただいてまいりませんでした。私ども、現在、当然、会員の方からの予約で運行を決めるということで、ボランティアが運転をしているわけですが、運転者の手配をやっているわけです。現状は、予約は前日はとても無理です。2日目も無理で、3日先を、一応、予約を入れていただく限度、3日先から1カ月先までを予約できる期間としております。したがって、3日先にボランティアが運行することを決めます。したがって、ボランティアはその時間をあけて、自分の運行時間を充てる、そのために待機することになるわけです。

当然、ボランティアは、タクシーの運転者の方のように地理に精通しているわけでもありませんし、新たなボランティアが運転を始めるケースもありますので、その2日間の中に、実は運行の経路を調べたり、そういうことに努力します。新しいボランティアの場合には、自転車で利用者のお宅まで何うような調査までやります。そういうことをやった上で、準備をした上で、当日の運行に備えるわけですが、安易なキャンセルがありますと、そういった無駄な努力を実はボランティアに強いているわけです。

はっきり申し上げて、キャンセル料金というのは、いろいろなことがございますので、必ずしも利用者のために取りたくはないところもあるのですけれども、もう1つ、逆に言えば、例えば雨が降ったからちょっと外出をやめますというお話は我慢してほしい。安易なキャンセルではなく、キャンセルはやむを得ない場合には必要に応じて受けたいという意味合いもございまして、キャンセル料金を、今回、設定させていただいた次第です。考え方としては、そういうことを前提に考えております。

【会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 距離料金の算定方法についての質問ですけれども、資料を見ますと、走行距離はパソコンの地図ソフトを使用して算定する、本会車庫より目的地までの最短コースの距離を料金算定のための距離とするということで記してありますけれども、実際の距離で測ったほうが利用者の方にもわかりよいと思いますし、経費的な面もみたかハンディキャブのためにもなると思うのですけれども、その辺、いかがお考えでしょうか。

【みたかハンディキャブ】 私どもの車にはメーターはつけておりません。ですから、実際にタクシーのような形で走行距離をはかって料金を決定するという形をとるよりも、事前にそこまでの距離計算を地図ソフトでやった上で決定した料金を、固定的な形で取るという形で設定を、従前からずっと続けております。

はっきり申し上げて、走行距離よりもはるかに短い距離を実は設定していることとなります。我々、安全を考えたり、例えば遠方へ行く際に高速を使ったりすれば、おそらく走行距離は、倍とはいかないまでもかなりの距離を行くことになると思いますけれども、ある意味では利用者さんの利便性等を考えて事前に料金を決定するというので、お支払いも実はお乗りいただいたその場でいただくという形で、事前にお知らせして対価をお支払いいただくような形にしております。考え方としては以上でございます。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 1点だけ気になったのは、タクシー運賃料金比較表の中に、会員同士の相乗り、複数乗車の場合は加算額部分を人数で案分すると書いてありますが、この団体は複数乗車を認められた団体でしたか。

【みたかハンディキャブ】 実は、私ども団体の創立は35年前でございます。いわゆる福祉有償運送という法律に定められてこのサービスをやるということで登録した時点から、実はその前から複数乗車をご利用いただいていた利用ケースがございまして、そのケースについてはそのまま了承されたと聞いております。特に特定な施設に向かわれる障がい者の方の送迎については、現状、車椅子2台を乗せられる車で、ケースによっては2人、通所のために使用しているということで認められております。

【委員】 それは、その時にそういう実態があって制度のほうが後からできたということはよくわかるのですけれども、その後も、未来永劫、そのやり方でいいですよというお墨付はどなたが出したのでしょうか。

【みたかハンディキャブ】 その時点で認められたものと、私どもは想定している。と

いうのは、その時点で複数乗車がオーケーだという書かれた物は、探してみたが、ありませんでした。

【委員】 私が言っているのは、そのときに確かに実態があれば実態を優先させなければいけないと思うのですが、その後に、会員同士での相乗りは、あなたのところは、一切、こういう運営協議会で議論しなくてよいと。

【みたかハンディキャブ】 今、実際に行っている複数乗車は、その通所の方の複数乗車です。

【委員】 前からの方であって、新規の人はそういうことはないという理解でよろしいですね。

【みたかハンディキャブ】 はい。現状はそうです。

【委員】 わかりました。それならいい、それはしようがないですね。

【みたかハンディキャブ】 逆に、実は障がい児童の学校への送迎をやっていたのですが、これは逆に委託事業でございましたので、それはなくなりました。複数乗車でやっていましたけれども、逆に。

【委員】 それ以外は、また別に承認を受けるという理解でいいですか。

【みたかハンディキャブ】 そういことです。

【委員】 わかりました。

【会長】 よろしゅうございますか。

ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、No.3、特定非営利活動法人みたかハンディキャブさんにつきましても、了承ということで協議会にお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ご異議ないようですので、お諮りをさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、No.4です。特定非営利活動法人ぶなの樹会さんになります。清瀬市さんのほうから、補足説明があればよろしくお願ひいたします。

【清瀬市】 清瀬市でございます。

特に特別幹事会事務局からの説明に補足することはございませんが、対価変更の理由としましては、当該事業の運営がマイナス収支になっておりまして、多少なりとも改善を図りたいということで、今回、協議申請をさせていただいております。ご審議のほど、よろ

しくお願い申し上げます。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 ぶなの樹会さんは、現状ではどれだけの輸送実績がありますか。

【清瀬市】 24年度は、件数で言いますと593件の実績がございます。

【委員】 何台ぐらいの車両でしたか。

【ぶなの樹会】 1台です。

【委員】 1台でやっていらっしゃる。乗務員さん、運転者さんは。

【ぶなの樹会】 5人です。

【委員】 5人。すみません、ぶなの樹会さんの大元の資料を持ってこなかったものですから、なかなかわからなくて質問をしているんですけども、利用している方というのは、障がい者さん、高齢者さん、どんな比率でしたか。

【ぶなの樹会】 すみません、今、資料を見ます。

【清瀬市】 身体障がい者が7名、要支援の方が3名、要介護が8名です。その他の中では、知的、その他のその他で、内部障がいの方が1名となっております。

【会長】 ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、No.4の特定非営利活動法人ぶなの樹会さんにつきましては、了承ということで協議会にお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ご異議ございませんので、協議会にお諮りしたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、No.5、特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会。国分寺市さん、補足説明のほうをお願いします。

【国分寺市】 国分寺市です。よろしくお願いたします。

今回の申請につきましては、特別幹事会事務局よりご説明いただいたとおりでございますが、運送の対価につきましては、厳しい運営状況があり、マイナス収支の中で、必要最低限の値上げを行いたいというものでございます。複数乗車につきましては、限りある車両を効果的かつ合理的に運行するために導入したいというものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 ここの団体も頑張っているから、前から団体の方はこの委員もやられ

た方で、こういう有償運送には非常に詳しい方でいらっしゃるしまして、私も委員さんが言うことは、大体、間違いない話だなと思っていつも聞いておりました。

ただ、ちょっと心配なのは複数乗車ということでありまして、なぜかという、実は私の会社も複数乗車をやろうと思っていたことがあったのですが、なぜうまくいかなかったかという、カップリングがなかなか難しいのです。夫婦でお乗りになるというのは、一緒に乗られますので複数乗車は非常に楽なのですけれども、A地点で乗せてB地点で乗せてといいますか、いわゆる乗り合いというのは、その時間に合わせることに非常に苦労した思い出があるのですけれども、ここら辺はどのようにやられるつもりなのですか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 すみません、複数乗車について追加の資料をつくりまして、期限に間に合わなかったものですから、今、お配りしますので、ぜひご覧ください。

今のご質問にお答えします。複数乗車の場合、私どもの場合はすべて利用者は会員でありますので、その方の住所がどこにあって、そこまで行くのにどのぐらいの時間がかかるのかということは、あらかじめある程度わかるということです。もし希望があった場合には、そこら辺は調整して、時間に遅れないようにお送りすることは十分可能ではないかなと思います。

道路運送法が改正される以前に、複数乗車を施設送迎のような形でやっていたことがありますけれども、そのときに特に問題が起きたということは聞いておりませんので、調整次第で十分可能かなと思っております。

【委員】 今、配られた資料のとおり、こういう要望がありますよということですね。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 はい。

【委員】 結論から言うと、こういう利用目的といいますか、こういうものがあって、そういう方のお声に応えるために行うという理解でよろしいでしょうか。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】 そうです。

【委員】 我々タクシーも、実は相乗りといいますか、複数乗車というのは我々の許可ではできないものでありまして、どちらかといいますと、昔は21条とかの特例もあったのですが、今、それがなくなって、いわゆる乗り合いのバスの許可をとりなさいというご指導があるほど、我々にとっても非常にハードルが高い乗せ方なものですから、なかなか苦労があるのかなと思っております。

ただ、ここにあるように利用者からこういう声があるというのは無視できないし、これ

に応えたいという団体さんのお気持ちもよくわかりますので、本当に利用者をお待たせな
いよう、私、さっき言ったように、コースをつくって時間帯を合わせるのは非常に難しい
のです。何時に迎えに行くといっても、交通の状況もあったりして、お待たせしてしまっ
たり、結局は、実はお乗せした方同士がうまくいかなかったり、あの人とは嫌だとか言わ
れちゃいまして非常に苦労したことがあります。ぜひそういうところではトラブルがない
ようにうまくやっていただければいいのかなと思います。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】　そうですね。先ほど申しあげましたけれども、
十分注意して行うようにしたいと思っていますし、現実には、そういう場面では、例えば
運転手の方からちょっと遅れそうだという連絡が入ったとしますと、コーディネーターの
ほうから利用者に直接電話して、もう少しお待ちいただけますかということをお願いする
ということは既にやっております。複数乗車の場合ではなくて、単独でも同じようなこと
はしております。私たちの経験からすれば、それで何とか対応できるのではないかなとは
思っております。

【会長】　ほかにいかがでしょうか。

【委員】　この複数乗車に、要望がいろいろあると書かれているのですが、具体的にど
ういった実態的要望か、具体的なものを例示をしていただけるとありがたいです。

【国分寺ハンディキャブ運営委員会】　ごく簡単に申し上げますけれども、知的障がい
者の施設送迎、市内にある知的障がい者の施設に通われる方を送迎するという事で要望
が入っておりますが、今のところ、まだ受けておりません。また、介護予防のための高齢
者のリハビリというのは、つい何年か前まで市が、直接、リハビリの事業をやっておられ
まして、去年、そのリハビリのための送迎を我々のところに複数乗車をお願いできないか
という話があったのですけれども、残念ながら複数乗車としてはお応えできないと。もち
ろんピストンで輸送するとか、車を何台か出して輸送することが可能なわけですけれども、
それには車も人手も不足してしまうということがあって、残念ながらお断りせざるを得な
かったというのがあります。

そういう事例がほかにも、例えば障がい者、高齢者の趣味の会というのは、私の把握し
ております範囲では、例えば障がい者や高齢者の方が定期的に俳句の会をされるとか、女
性の方ですと編み物を習うとかいうことをされるとか、時にはカラオケをされるとかいう
ような要望もあります。これは、ここ数年にわたって寄せられた要望をまとめたもので、こ
れが、今、既にここまできているということではありませんけれども、こういう要望に対

して、私どもは、残念ながら十分にお応えすることができないまま、ずっと過ごしてきておりました。

それは、複数乗車に対するハードルが高いとずっと聞いておりましたものですから、私たちも、ぜひともこれを申請してやるようにしたいというところまで強く思うことができなかったのですが、昨年ですか、立川の団体さんが知的障がい者の施設への送迎を複数乗車について運営協議会で認められたという話を聞きました。埼玉の団体では、そこに事例を挙げましたけれども、ゆうゆうの会がもう既に二、三年前に認められておまして、それ以外にも幾つかの団体が複数乗車を認められているという話を聞いております。具体的な名前とか団体の連絡先はわからなかったのもので、そこには記しませんでした。

埼玉でそれだけ認められているのであれば、同じ運輸支局の範囲内の東京だって認められてもいいのではないかと、安易かもしれませんがそういう判断がありましたので、ここはひとつ勇気を持って、複数乗車に関する要望がこれだけ寄せられているのであるから、それに応えることは団体としての1つの使命ではないかなと、私、思いますので、ぜひとも複数乗車を認めていただきたい。

料金については、そこに記しましたとおりで、1名ずつの料金を明確にするようにというのが国交省の通達にもありましたので、それを踏まえまして、市内であれば1人500円、市役所から7キロ以内という市外の近隣地区ですけれども、それらについては500円の1.5倍で750円、それ以上遠方については、遠方になればなるほど、料金は、当然、高くなりますので、その場合には1人分の料金を頭割りするという事で対応したらよいのではないかなと思ひまして、申請書をつくらせていただきました。以上です。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、No.5、特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会につきましては、了承ということで協議会のほうにお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、特にご異議ございませんので、協議会にお諮りしたいと思います。ありがとうございました。

以上で、協議申請をされました団体の審査は終了いたしました。ありがとうございました。

次第7、その他につきまして、特別幹事会事務局からお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 本日、ご了承いただきました案件につきましては、来月の運営協議会に特別幹事会会長より報告いただきまして、ご協議いただきます。よろしくお願いいたします。

今後の予定でございますが、運営協議会事務局の小平市からお願いいたします。

【運営協議会事務局】 運営協議会事務局の小平市より、今後の予定をご報告させていただきます。

第1回運営協議会を、来月8月6日火曜日に開催いたします。本日、ご了承いただいた案件をご協議いただきます。開始時刻は午後1時30分から、会場はこちらの東京自治会館大会議室でございます。運営協議会委員の方におかれましては、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

平成25年度の更新登録団体のご協議は本日の協議で終了の予定でございますが、来年度に満了日を迎える更新登録予定団体が約50団体ございます。また、満了日が年度当初に到来する団体も30団体以上ございますので、前回の3年前と同様に、協議の前倒しを運営協議会にご提案させていただき予定でございます。了承されましたら、今年度内に特別幹事会も開催させていただきます。協議団体数が多くございますので、2回に分けて、年内に特別幹事会を開催することを予定しております。

日程案といたしましては、第2回特別幹事会を10月29日火曜日、第3回特別幹事会を12月26日木曜日に開催したいということで、運営協議会にお諮りをする予定でございます。正式に日程が決定いたしましたら、特別幹事会事務局より開催通知でお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

運営協議会事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございました。これにて第1回の特別幹事会を閉会といたします。

ありがとうございます。

— 了 —

会議録署名人	平成25年 月 日
	署名